⑹　落札者の決定方法　本公告に示した役務を実施できると日本年金機構が判断した資料及び入札書を提出した入札者であって、日本年金機構の予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Deputy of President : Kazuyuki Onoduka, Procurement Department, Japan Pension Service

⑵　Classification of the services to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Purchase of Automatic window reception desk system 1 set

⑷　Performance period : From date of contract through 28, February 2013

⑸　Delivery place : Places designated by Japan Pension Service

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

①　It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.

②　It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.

③　Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kyusyu-Okinawa Area in fiscal years 2010, 2011, 2012

④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥　Prove to have no false statement in tendering documents

⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧　Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

⑺　Time-limit for Tender : 10 : 00 AM, 17 January, 2013

⑻　Contact point for the notice : Junji Horikawa, Procurement Department, Japan Pension Service, 1―5―1, Hakataekimae, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka, 812―8534, Japan TEL 092―415―3600

入札公告の取消

平成24年11月26日
支出負担行為担当官
外務省大臣官房会計課長　水嶋　光一
◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

平成24年10月17日付（号外政府調達第198号・2ページ）掲載の入札公告（第83号）「新統合Web環境ネットワーク回線の賃貸借・保守一式」は10月17日付にて同入札公告を掲載済であるところ本公告を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年11月26日
国立大学法人弘前大学
契約担当役　理事（総務担当）　江羅　　茂
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　02

○第１号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　弘前大学（本町）総合研究棟（保健学系）新営その他工事

⑶　工事場所　青森県弘前市本町53　弘前大学本町団地構内

⑷　工事概要　本工事は、総合研究棟（鉄筋コンクリート造、地上８階建て、建築面積約500㎡、延べ面積約4,050㎡）の新営及び総合研究棟（鉄筋コンクリート造、地上５階建て、建築面積約650㎡、延べ面積約2,980㎡）の改修工事を施工するものである。

なお、関連する電気設備、機械設備及びエレベータ設備工事については、別途発注する予定である。

⑸　工期　平成26年３月31日（月）まで。

⑹　使用する主な資材等
コンクリート　約3,450㎥
鉄筋　約470ｔ
鉄骨　約480ｔ
ガラス　約670㎡

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムにより難い者で、紙入札方式を希望する場合は、紙入札承諾願（様式任意）を発注者に提出しなければならない。電子入札は、文部科学省入札システムホームページの電子入札システムにより行う。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から、「弘前大学（本町）総合研究棟（保健学系）新営その他工事」に係る共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。

⑴　国立大学法人弘前大学契約事務取扱規程第22条及び第23条に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,175点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること。

⑷　元請として、平成14年度以降に完成した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

①　単体又は共同企業体の代表者
・鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上３階建以上かつ延べ面積1,600㎡以上の学校・病院・研究所の新営又は大規模改修工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員
・鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上２階建以上かつ延べ面積800㎡以上の学校・病院・研究所の新営又は大規模改修工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。